

「年収の壁・支援強化パッケージ」における社会保険適用促進手当の 標準報酬算定除外及び被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険料の負担がない被扶養者の方については、一定以上の収入（106万円または130万円）となった場合に、社会保険の加入や被扶養者からの削除のため国民健康保険の加入により保険料の負担が発生することになります。そこで、今般、保険料負担が生じると手取り収入の減少を理由に就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」に対する対策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されましたので、その取り扱いについて下記のとおりお知らせいたします。

記

◎社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

短時間労働者への社会保険の適用を促進する観点から、厚生年金保険及び健康保険が適用されていなかった従業員が新たに適用される場合、事業主が当該従業員に対し、給与や賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することが可能になりました。

なお、この「社会保険適用促進手当」については、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間、当該従業員の保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に含めないこととなります。

（標準報酬月額が10.4万円以下の方が対象）

※既に社会保険加入している同一事業所内の同条件で働く従業員の方（標準報酬月額10.4万円以下）にも同水準の「社会保険適用促進手当」を特例的に支給する場合には、上記と同様の取り扱いとなります。

◎事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

健康保険の被扶養者の認定については、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上又は障害厚生年金を受給している方は180万円未満）であること等が要件となっていますが、一時的に収入が増加し直近の収入に基づく年収の見込が、130万円（180万円）以上になる場合でも、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認することで、総合的に将来収入の見込を判断することになっています。今般、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な認定を可能とする取り扱いとなります。

〈適用年月日〉

令和5年10月20日以降の扶養申請及び定期的実施している被扶養者現況確認より適用を開始します。

〈条件〉

①パート・アルバイト等、被雇用者であること。

※自営業・フリーランスは対象外です。

②一時的な収入増加に該当する場合であること。

※一時的な収入増加に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

など。

※基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

〈事業主証明書の提出について〉

上記に該当する場合は、通常の提出書類に追加して以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・別添の被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
※被扶養者の勤務先の事業主から証明書を取得し、提出して下さい。
- ・雇用契約書の写し

〈その他〉

- ・扶養認定にあたっては、上記証明書の提出をもって必ず認定されるものではなく、全ての提出書類を確認のうえ総合的に判断いたしますので、ご注意ください。

なお、上記提出書類に加え別途、必要に応じ各種証明書等を依頼する場合があります。

- ・今回の措置はあくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、事業主の証明書を用了収入確認については、原則、連続2回（新たに被扶養者を認定する場合を含む被扶養者の収入確認の回数）までの特例的な対応となります。

※今回の「年収の壁・支援強化パッケージ」の施策は、令和7年の年金制度改正までの
時限措置となります。

この件に関するお問い合わせは、業務課（06-6243-0700）までお願いします。